

メルマガ「運輸安全」第41号

□■□■□■□■□メルマガ「運輸安全」（H29.07.31.第41号）□■□■□■□■□

~~~~ (目次) ~~~~~

## (トピックス)

1. 新危機管理・運輸安全政策審議官の挨拶
2. 運輸安全マネジメント評価の実施に係る基本的な方針の改正について
3. 平成29年度の主要スケジュールご案内
4. 運輸事業の安全に関するシンポジウム開催のご案内
5. 運輸安全マネジメントに関する各種セミナーのご案内
6. 運輸安全取組事例の紹介
  - 乗客の乗船に対する安心感の向上に関する取組み
  - 災害時等におけるサプライチェーンを支えるBC（事業継続）連携
  - 酔客等のホーム転落事故を防止するための取組み
  - 津波発生時の避難誘導に関する取組み

~~~~~

1. 新危機管理・運輸安全政策審議官の挨拶

<河野 春彦 危機管理・運輸安全政策審議官>

7月7日付で危機管理・運輸安全政策審議官に就任いたしました河野です。どうぞよろしくお願いいたします。

前職は、「海外交通・都市開発事業支援機構」の常務執行役員企画総務部長として、約3年間にわたり、我が国企業によるインフラ事業の海外展開の支援に携わってきました。我が国は、「質の高いインフラ」を提唱し、長寿命、環境への配慮、災害に対する強靭さ等インフラにおける重要な価値について諸外国に訴えています。同様に、運輸事業においても、様々な「質の高さ」が求められます。利便性や正確性と並び、安全性が利用者が最も強く求めている「質の高さ」であることに異論はないと思います。

運輸安全マネジメント制度は平成18年に創設され、陸海空の事業者に対し、これまで本省、地方運輸局等合わせて、延べ約7,500者の評価を行い、運輸事業者の安全管理に関する取組の継続的改善を支援してきました。一方、人材不足、高齢化や輸送施設等の老朽化への対応、自然災害、テロ、感染症等への対応といった今日的な課題も明らかになってきています。

国土交通省は、運輸安全マネジメント制度がスタートして10年の節目を捉え、こうした課題に対応し更に実効性ある制度とすべく、運輸審議会における審議を経て、本年7月に運輸安全マネジメント評価に係る基本的な方針及び運輸事業者における安全管理の進め方に関するガイドラインの改正を行いました。

今後は、この新しい方針等に基づき、貸切バス事業者に対する運輸安全マネジメント評価の重点的な実施、中小規模事業者における取組の促進、安全統括管理者の活動支援等に積極的に取り組んでいくとともに、我々自身のPDCAも意識し、運輸安全マネジメントが時代の要請に適うものであり続けられるよう、見直しと改善を継続的に行ってまいります。

引き続き、運輸事業者の皆様と手を携えて輸送の安全の確保という大きな使命の実現に全力を尽くしてまいりますので、よろしくをお願いいたします。

2. 運輸安全マネジメント評価の実施に係る基本的な方針の改正について

運輸安全マネジメント制度の創設から昨年10月で10年が経過しました。この間運輸事業者の運輸安全マネジメント制度に対する理解も進んできており、基本的な安全管理のための組織体制や関連規程類の整備等の枠組みについて概ね構築され、事故件数、事故原因等から見ても一定の効果が現れてきています。このように運輸安全マネジメント制度は運輸事業の安全性の向上に有効であり、今後更なる展開を図ることが必要です。また、近年の社会環境の変化等により、安全に関し考慮すべき事柄も顕在化していることから、これらを取り込んだ安全管理体制の構築を行うことが大切です。以上を踏まえ、運輸安全マネジメント評価に係る基本的な方針について、本年5月30日付で運輸審議会に諮問を行い、7月6日付で同審議会から答申が出されたことを受け、同方針を定めました。

上記方針は、貸切バス事業者に対する運輸安全マネジメント評価の重点化、中小規模事業者の取組の促進、安全統括管理者の活動支援等の新たな施策の実施を位置付けるとともに、運輸安全マネジメント評価における重点確認事項等を定めています。

国土交通省は今後、この新たな方針に基づき、運輸安全マネジメント評価を適切に実施し、より一層の輸送の安全の確保を目指します。

上記方針の全文は、国土交通省ホームページからダウンロードが可能です。

(国土交通省HP)

http://www.mlit.go.jp/policy/shingikai/unyu00_sg_000021.html

3. 平成29年度の主要スケジュールご案内

○7月～（毎月開催）：「運輸安全マネジメントセミナー」の開催（本省）
(http://www.mlit.go.jp/unyuanzen/unyuanzen_seminar.html)

○7月～：地方運輸局等での「運輸安全マネジメントセミナー」の開催（予定）

○今後の地方運輸局でのセミナー開催予定

・平成29年8月	関東運輸局
・平成29年8月～9月	神戸運輸管理部
・平成29年9月	中国運輸局
・平成29年9月	九州運輸局
・平成29年9月	北陸信越運輸局
・平成29年9月	四国運輸局
・平成29年10月	沖縄総合事務局
・平成29年10月～11月	近畿運輸局
・平成29年11月	北陸信越運輸局
・平成29年11月	四国運輸局
・平成30年1月以降	関東運輸局

○10月16日：「CSMOフォーラム（安全統括管理者会議）」の開催（東京）

○10月17日：「運輸事業の安全に関するシンポジウム」の開催（東京）

○11月30日：「運輸事業の安全に関するセミナー2017東北」の開催（宮城）

4. 運輸事業の安全に関するシンポジウム開催のご案内

運輸安全監理官室では、運輸事業の安全の更なるレベルアップを図る場として、また運輸安全マネジメント制度の一層の浸透・定着に向けた取組の一環として、平成18年度より毎年度、「運輸事業の安全に関するシンポジウム」を開催しています。例年1,000名前後の参加をいただく大変盛況なものとなっております。

このたび、今年度のシンポジウムの開催日および会場が決定いたしましたのでお知らせします。なお、シンポジウムの詳細および参加申し込みについては、今後改めてお知らせいたします。

また、平成29年は新しい試みとしてシンポジウムの前日に各企業の安全統括管理者間で意見交換を行う目的でCSMOフォーラムを計画しております。

■運輸事業の安全に関するシンポジウム2017

日 時：平成29年10月17日（火）午後

場 所：昭和女子大学 人見記念講堂
東京都世田谷区太子堂1-7-57

■CSMOフォーラム（安全統括管理者会議）

日 時：平成29年10月16日（月）午後

場 所：三田共用会議所
東京都港区三田二丁目1番8号

5. 運輸安全マネジメントに関する各種セミナーのご案内

○運輸安全マネジメントセミナーの開催について

今年度も国土交通省では、運輸安全マネジメント制度の理解を深めるための「公開セミナー」を本省および各地方運輸局で開催いたします。また、本年10月から改正後のガイドラインが施行されることを踏まえ、ガイドラインセミナーでは改正内容のご紹介を行います。

開催するセミナー詳細は以下の通りです。

(1)ガイドラインセミナー

「運輸事業者における安全管理の進め方に関するガイドライン～輸送の安全性の更なる向上に向けて～」について、安全管理体制全般の構築・改善を推進するための取組のねらいや取組方法を項目毎に参考例を示しながら具体的に解説します。

(2)内部監査セミナー

「運輸事業者における安全管理の進め方に関するガイドライン～輸送の安全性の更なる向上に向けて～」の内、「内部監査」について、組織体制、内部監査員の選出、内部監査計画の立案、監査技法といった内部監査を実施するために必要な基礎を具体的に解説します。

(3)リスク管理セミナー

「運輸事業者における安全管理の進め方に関するガイドライン～輸送の安全性の更なる向上に向けて～」の内、「事故、ヒヤリ・ハット情報等の収集・活用」の項目について事故の再発防止等に関する「リスク管理」に係る情報の収集、分類、分析方法から分析結果を活用する手法を具体的に解説します。

(4)総合セミナー(不定期)

運輸安全上の新たな脅威と考えられる近年の事例、①「運転者等の高齢化・健康問題対策」、②「防災対策」、③「保安対策(警備強化、感染症対策)」の3テーマを中心に毎回テーマをかえて解説します。

開催時期、申込みについては以下の国交省ホームページにて随時お知らせいたしますのでご覧ください。(<http://www.mlit.go.jp/unyuanzen/seminar.html>)

6. 運輸安全取組事例の紹介

取組事例の紹介では国土交通省にて収集する事例だけでなく、事業者の皆様より自らが提案いただいた事例に関しても、幅広く周知・公表させていただいております。この「運輸安全取組事例」が運輸事業の安全に関する取組のヒントとなれば幸いです。

今回は、運輸安全取組事例を4件掲載いたします。

○ 乗客の乗船に対する安心感の向上に関する取組み

(事業者名：株式会社フェリーさんふらわあ)

旅客の退船誘導訓練の様子を撮影した動画をホームページ上で視聴できるようにし、運航者として迅速に避難誘導できる体制を取っていることを分かってもらうことで、旅客の乗船に対する安心感の向上を図る。

→ 詳細は <http://www.mlit.go.jp/common/001188939.pdf>

○ 災害時等におけるサプライチェーンを支えるBC(事業継続)連携

(事業者名：佐川急便株式会社)

災害時における支援物資の円滑な輸送、企業等事業活動の早期復興

→ 詳細は <http://www.mlit.go.jp/common/001188938.pdf>

○ 酔客等のホーム転落事故を防止するための取組み

(事業者名：西日本旅客鉄道株式会社)

酔客がホームから線路に転落する事故を科学的に分析し、ホームからの転落事故防止対策を図る。

→ 詳細は <http://www.mlit.go.jp/common/001188937.pdf>

○ 津波発生時の避難誘導に関する取組み

(事業者名：東日本旅客鉄道株式会社)

津波発生時の避難誘導の補助手段となる「津波避難ナビシステム」を開発し、土地に不慣れな乗務員であっても、乗客を最寄の津波避難施設まで迅速に誘導できるよう災害時の対応力強化を図る。

→ 詳細は <http://www.mlit.go.jp/common/001188936.pdf>